

# 誰のため？ 何のため？

■著作権法改正へ——山田 奨治

国会で著作権法改正の審議が、再びはじまろうとしています。「再び」とはどういうことでしょうか？ 実は1990年代以後、著作権法はほぼ毎年のように改正され、そのたびにいつそう複雑になり、そして多くの場合、著作物の利用者の自由が狭められてきました。

ところで今回の改正案は、これまでのものとはかなり性質が違います。見直しの理由が環太平洋連携協定（TPP）にあること、そして何よりも最近10年余りの国内議論で見送ってきたことが、強制的に改正されようだからです。これは、外圧によるポリシー・ロンダリング（政策洗浄）の典型例になるかもしれません。

著作権法の通常の改正手続きはこうです。まず文化庁に置かれている文化審議会著作権分科会で検討課題が設定されます。

近年は官邸に置かれている知的財産戦略本部から、検討課題が下ろされることも多くなっています。個別の課題が小委員会です。1年から数年かけて審議され、報告書にまとめられます。その

報告書を分科会が承認し、文化庁と内閣法制局にて具体的な条文案を作ります。そうしてまとめられた改正案が閣議決定され、衆参両院で可決されると成立します。

## ① どう決める文化の法

この部分は公開に適さないため削除されています。

どうやら法改正で重要な役割を担っているのは、著作権分科会の方です。では、その分科会はどういった人たちで構成されているのでしょうか？ ありがたいことに、分科会や小委員会の議事録も審議資料も、すべてインターネットで公開されています。昨年7月時点の分科会の委員数は30名で、そのうち10名は法学者や弁護士などの専門家です。あきらかに利用者側とみられるのは、主婦連台会と日本図書館協会からの2人の委員だけです。あとはほとんどすべて、権利者団体からの委員で占められています。ネット・ユーザーの利益を代弁してくれそうな団体からの委員は見当たりません。著作権法が利用者にとって厳しいものになっていく理由のひとつは、このあたりにありそうです。

## TPPで議論の過程 見えぬまま

著作権改正の議論は、透明性が高いものです。委員会は公開なうえ、議事資料はすぐにネットに掲載されるので、外からの検証も容易です。ところがTPPはそうではなく、極端な秘密交渉でした。どのような話し合いをして合意にこぎ着けたのか、公開されるのは発効から4年後になります。いまの国会審議のなかで、それがあきらかにされることは、恐らくありません。なぜこうなったのかもわからないまま、法律が変わろうとしています。TPPと著作権についてこれまでの国内議論は、リーク文書に頼っていました。そうした現状がよいとは、わたしは思いません。

著作権法のあり方は、一国の文化の行方に大きく影響します。もう決まったこと片付けないうで、法律をどう変えていくべきなのか、もっと関心を持つてみてはどうでしょうか。（国際日本文化研究センター教授）



やまだ・しょうじ 1963年大阪府生まれ。筑波大学大学院修士課程修了。京都大学博士（工学）。96年に日文化研究センター教授、2011年から現職。著書に「日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか」「日本文化の模倣と創造」など。